

台風第 21 号の被害に対する農作物の技術対策について

平成 29 年(2017 年)10 月 23 日

農業技術課

1 施設（共通）

- (1) 施設の被害が発生した場合、できる限り早期に施設の破損状況等の点検を行うとともに、修復が可能な場合には、早急に修理し、栽培作物の生育障害等の被害を防止する。

2 作物

(1) 水稻

- ア 倒伏した水田は早急に排水して、茎葉の腐敗や穂発芽を防ぐ。
- イ 浸水、冠水した水田は速やかに排水に努め、刈取り適期に達しているほ場では、できるだけ速やかに収穫する。
- ウ 倒れたハゼは早急に立て直し、乾燥を促して穂発芽を防ぐ。

(2) 大豆

滞水したほ場では、速やかな排水に務める。

(3) そば

滞水したほ場では、速やかな排水に務め、刈取り適期に達しているほ場では、できるだけ速やかに収穫する。

3 果樹

(1) 樹体が倒伏した場合

- ア 倒伏して根が露出した樹は、断根しないよう注意しながら早期に立て直す。
- イ 断根程度が軽い場合は、果実生産を優先する。果実の着果が多く立て直しが困難な場合は、根を土で覆うなど応急措置を行い、本格的な復旧は後日もしくは休眠期に行う。
- ウ 断根程度がひどい場合は、再度摘果を行って、着果量を減らし、樹体維持を優先する。

(2) 骨格枝が損傷した場合

- ア 大枝が裂けたものは、ボルト、カスガイで固定するか、縄でしばって、支柱で補強し、傷口を接合させる。完全に裂けたものは傷口を滑らかに削り、塗布剤を塗布する。枝の損傷程度がひどい場合は、着果量を減らす。
- イ 枝の損傷部には農薬登録のある塗布剤を塗布し保護する（使用回数に注意する）。

(3) 棚や施設が損壊した場合（なし、ぶどう、りんご等）

- ア なし、ぶどう棚が倒伏した場合は、できる範囲で棚面を持ち上げ仮復旧し、収穫が済んでいれば早目に復旧する。

イ りんごわい化栽培ではトレリスの傾きやゆるみは、できる範囲で復旧するか、それ以上傾いたりゆるんだりしないよう対応する。本格的な復旧は収穫後に実施する。

(4) 落果、湛水あるいは損傷した果実の取扱い

落果した果実や樹上に残っても湛水したり損傷している果実は、集出荷先と十分協議して、今後の取扱い方針を決める。

4 野菜

(1) 冠水または浸水の被害を受けた場合は、速やかな排水に努める。

(2) 露地のアスパラガス、ながいもなどの支柱が倒伏した場合は、静かに支柱を起こす。ただし、茎葉の黄化が進んでいる場合は、状況により茎葉の刈りとり及びつる切り作業を行う。

(3) アスパラガスは株養成期間中であり、病害の発生を防止するため、速やかに殺菌剤の散布を行うとともに、状況によりリン酸成分を主体とした葉面散布を実施する。

(4) セルリー、ねぎ及びブロッコリーなどは病害の発生を防止するため、農薬登録の使用時期・使用回数などを遵守した上で、速やかに薬剤散布を行う。

5 花き

(1) 冠水または浸水の被害を受けた場合は、速やかな排水に努める。

(2) 宿根草や据置栽培品目では、折れた茎葉の除去や適切な薬剤散布等により、病害の発生抑制に努める。

(3) 施設栽培では、被覆資材、支柱、防除ネット等の栽培施設や資材の点検及び修復を行う。特に電照、暖房等については速やかに作動状況の点検を行う。

6 飼料作物

(1) 倒伏した場合、高刈りにして、倒れた先の雄穂側から起こしながら収穫する（土壌の混入防止）。

(2) 乳酸菌添加材を使用する（二次発酵抑制タイプの利用）。

(3) 倒伏した飼料用トウモロコシで、泥等による汚染が酷い場合は、刈り分して無理に収穫しない。

7 鳥獣害対策

(1) 鳥獣害対策の侵入防止柵（物理柵・電気柵等）を点検し、破損が発見された場合は速やかに修繕する。